

平成 2 1 年度 第 2 回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 2 1 年 8 月 5 日（水）

午前 1 0 時～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

平成 21 年度第 2 回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日 時 平成 21 年 8 月 5 日（水） 午前 10 時

場 所 庁議室

出席者 審議会委員： 内山忠明、菊池秀平、木元武一、滝沢敬二、武澤房吉、中山泰一  
前田俊房、諸岡健至

区職員 青山企画政策部長 内野企画政策部広報課長、

## 1 開会

**内野広報課長** 皆様方には、このたび文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の委員につき、ご就任をご快諾いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、任期初めての会合でございますので、後ほど会長及び副会長のご選出をお願いいたしますが、それまでの間、司会を務めさせていただきます広報課長の内野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 委嘱状の交付

**内野広報課長** それではまず、成澤区長から委員の委嘱状をお渡しさせていただきます。区長、お願いします。

（区長 委嘱状の交付）

## 3 区長挨拶

**内野広報課長** ここで、成澤区長からご挨拶を申し上げます。

**成澤区長** 皆さん、おはようございます。

本日は、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の新しい任期でございます、再任の方を含めまして、ただいま新たな委員の委嘱をさせていただいたところでございます。

この審議会は、皆さんもご案内のとおり、区長の諮問に応じて個人情報保護等の制度、運営上の問題についてご意見を伺っておりますが、他にもこの制度につきまして、皆様の側から区

側にさまざまなご意見をいただくといった、機能も併せ持っている審議会でございます。

個人情報の取り扱いについては、不適切な取り扱いにより行政機関や事業者に対する信頼や信用が一夜にして失墜する事例を間々見ることがありまして、区では区民の個人情報保護につきまして、十二分の慎重さを持って取り扱っているところでございますが、その一方で、災害弱者対策など必要なところに必要な情報を提供するというのも、私どもの重要な役割でございます。

今般、新型インフルエンザ等が蔓延をしているという際にも、個人情報と区民の健康上の利益をどう守るのかといったことについて、それぞれの所管が頭を悩ましていたこと、現状としてあるわけでございます。

これらの課題について、この審議会において貴重なご指摘やご助言をいただきながら、制度の適正な運営に、今後とも努めてまいりたいと考えている次第でございます。

皆様もご覧になられたかと思いますが、ちょうど今朝の朝刊各紙に東京市民オンブズマンが、東京都内の自治体の情報公開ランキングというのを公表しておりまして、市部を含めて文京区は2位でした。23区の中ではトップといったことで、私どもの情報公開の制度はオンブズマンの皆さんたちから見ても、それなりの水準にあるというふうに思います。この制度が引き続き区民にとってより良い運用ができますように、委員の皆様方のさまざまな観点からのご意見等をお寄せいただければというふうに思っている次第でございます。

これからの任期の間、お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### 4 委員・職員の紹介

**内野広報課長** それでは続きまして、委員、職員の紹介に入りますが、まことに申しわけございませんが、区長はほかに所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

**成澤区長** どうぞよろしくお願いいたします。

(区長退席)

**内野広報課長** それでは続きまして、本日は今期初めての顔合わせでございますので、委員の皆様方、それから私ども事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元に名簿をお配りさせていただいておりますので、この名簿の記載順にご紹介をさせていただきます。と存じます。

まず初めに日本大学教授の内山委員です。

**内山委員** 内山と申します。どうぞよろしくお願い致します。

**内野広報課長** 次に、公募委員の菊池委員です。

**菊池委員** 菊池です。よろしく。

**内野広報課長** 次に、企業代表の木元委員です。

**木元委員** よろしくどうぞ。

**内野広報課長** 次に、労働組合代表の滝沢委員です。

**滝沢委員** 滝沢です。よろしくお願い致します。

**内野広報課長** 次に、区議会代表の武澤委員です。

**武澤委員** 武澤です。よろしくお願い致します。

**内野広報課長** 次に、公募委員の中山委員です。

**中山委員** 中山です。よろしくお願いいたします。

**内野広報課長** 次に、人権擁護委員の前田委員です。

**前田委員** 前田でございます。よろしくどうぞ。

**内野広報課長** 次に、町会代表の諸岡委員です。

**諸岡委員** 諸岡でございます。よろしくお願い致します。

**内野広報課長** 次に事務局でございますが、企画政策部長の青山でございます。

**青山企画政策部長** 青山でございます。よろしくお願いいたします。

**内野広報課長** 私は広報課長の内野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

広報課の担当職員をご紹介します。

担当主査の野稲でございます。

**野稲広報課主査** 野稲です。よろしくお願いいたします。

**内野広報課長** 担当主任の杉岡でございます。

**杉岡広報課主任** 杉岡です。よろしくお願い致します。

**内野広報課長** どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 5 企画政策部長挨拶

**内野広報課長** それでは、青山企画政策部長からごあいさつ申し上げます。

**青山企画政策部長** 青山でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、委員としてお願いをいたします方と、それから新たに委員としてお願いをいたしました方、よろしくお願いいたします。

区長の方から先ほどいろいろご挨拶がありましたので、私の方から付け加えることはほとんどないのですが、やはり個人情報、情報公開、特に個人情報保護についての区民の認識というのが、相当変わってきているということがあります。

文京区は、平成10年に人口が16万と底を打って以来、この10年間人口がずっと増え続けていまして、現在やや停滞状況に入っていますが、19万、20万人にすれすれのところまで回復しております。それで、この10年間で相当住民が入れかわったわけです。つまり、マンションが相当建ちまして、そこに新たな新住民層がふえたわけでありまして。子育て世帯を中心に、30代から40代という方々を中心に、相当新しい方が増えておられる。その方々が、マンション住民のほとんど占めておられて、このマンションのセキュリティーの問題もあるのですが、個人情報について非常にデリケートな方が増えているというふうに私ども認識しています。

ですから、区報一つ配るにしても、町会の諸岡会長がいらっしゃるけど、今非常にデリケートになっていまして、マンションによっては、セキュリティーにより入り口でシャットアウトされて区報を戸別になかなか配れない。そういう意味で、新しい住民の方というのはセキュリティーや個人情報について非常にデリケートであり、かつ一方で、行政サービス自体は普通以上の水準で受けることをご希望される方が多いわけです。

この矛盾がなかなか難しい問題となっています。行政情報・サービスを受けたいけれども、個人情報も守ってください。そういうことで、この個人情報と行政サービスの問題、区政との問題というのは、かなり昔と違う様相になってきているという事情があります。そういう意味で、この審議会の役割というのが、ある意味で最後の審議の場でありまして、一定の重要度を持っているというように考えています。

これからどういうことが、また新たな課題として出てくるかは分からないところがありますが、いろんな動きの中でこの審議会を運営していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 6 正・副会長の選出

内野広報課長 それでは、次第の6番でございます。正・副会長の選出に移らせていただきます。

正・副会長の選出でございますけれども、当運営審議会におきましては、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第5条によりまして、正・副会長を互選していただくこととなっております。

まず、会長でございますが、いかがいたしましょうか。

(内山委員と言う者あり)

**内野広報課長** ただいま会長に内山委員とのご意見がございましたが、そのようにお取り計らいすることによろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**内野広報課長** ありがとうございます。それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出でございますけれども、いかがいたしましょうか。

**内山委員** 前田委員にお願いしたいと思うのですけれども。

**内野広報課長** ただいま前田委員にというお話がございましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**内野広報課長** ありがとうございます。それでは、副会長に前田委員が選出されました。よろしく願いいたします。それでは、お手数ですが、会長、副会長のお二方は会長、副会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。

(内山、前田委員席を移動)

**内山会長** それでは、ご選任をいただきましたので、改めてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

ふつつかな職務の執行ということになるかもしれませんが、皆様のご協力を得て、文京区の本審議会が適切、円滑に進行されますよう尽力をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

個人情報保護、情報公開制度の重要性等については、区長さん、部長さんのご挨拶にもありましたが、文京区という公権力を持った行政団体が、ご本人の同意の有無にかかわらず必要な情報を収集するということがございますので、その収集された情報が適切に管理されて、みだりに利用されることがないようにするという事は、いわば当然のことであると思います。また、情報公開制度というのは、主権者である文京区民が自らの区の行政・施策について十分にお知りになって、その上で評価をするという上では、最も民主主義の根本といえますか、主権者が判断する上で当然得るべき情報を得ることができるように運営するという意味では、極め

て重要な機能を持っているというように考えております。

先ほど区長さんのご紹介の中で、文京区の情報公開制度が高い評価を得ているということでございますが、この2つの制度が適切に運営される。外部からも評価される。それ自体は大変好ましいことだと思いますが、さらにこのようなことがより適切に運営されて、誰かの評価ということではなく、今後とも適切な運営がされますように、この審議会としても尽力してまいりたいと思いますし、私もそのようなことに少しでもお力添えができればというように考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

前田さんから一言お願いします。

**前田副会長** 前田でございます。人権擁護委員ということでこの場に出席させていただいております。

仕事は弁護士でございまして、弁護士会では少年法委員会という子供の事件に関して、二十何年続けてやらせていただいております。そのほかにも、法律相談をずっとやっておりまして、ある種人権感覚というのは身につけてしまっているのもあります。ひょっとしたら皆さんと若干ずれを感じる部分が出てしまうかもしれません。その辺ご容赦いただきたいと思います。

今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

## 7 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について

**内山会長** ありがとうございます。それでは、さらにこの審議会の次第に沿って会を進行させていただきたいと存じます。

次第では、7番目の情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について、事務局からご説明をいただくこととなります。

課長さん、お願いいたします。

**内野広報課長** それでは、文京区の情報公開制度及び個人情報保護制度につきまして、説明をいたしたいと存じます。

恐れ入ります。座らせていただきます。

まず、ご説明の前に、あらかじめご送付申し上げます資料について、ご確認いただきたいと思っております。

資料は、項目として5点でございます。第1に当運営審議会の概要についての説明資料、そ

れから第2に文京区の情報公開制度について、第3に個人情報保護制度について、それぞれ概要を説明しているものであります。それから第4に昨年度の情報公開請求及び個人情報開示請求件数を取りまとめたものが表裏1枚の資料としてございます。最後に過去6年間の情報公開請求件数等の推移をグラフにしてお示ししたものでございます。

よろしゅうございますか。

また、以上の資料とは別に、本日席上に冊子をご用意してございます。こちらの「第3版 情報公開制度事務要領」と、それから「個人情報保護制度事務要領」、この2点は従来どおりでございます。

また、今回、新しく委員にご就任いただきました委員の方につきましては、同じものを1部ずつ別にご用意してございますので、お荷物になりますけれども、お持ち帰りいただきまして結構でございます。

そのほか、「個人情報保護ハンドブック」という冊子をご用意させていただいております。これは実は、職員の啓発と実務の助けとする目的で、昨年4月に作成をいたしておるものでございます。当運営審議会でお示しすることが遅れまして、大変申し訳ございませんでしたけれども、皆様方の参考にとということでお配りさせていただきました。

それでは、お時間の関係もございますので、それぞれの概要を資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会についてご説明いたします。

この運営審議会につきましては、資料の1ページ目に審議会の役割として条例を引いてございますけれども、大きく3点ございます。

1つ目は、以下の事項について区長の諮問に応じて審議し、答申をしますということで、個人情報保護条例の規定によってその意見を聞くこととされた事項、情報公開制度の運営に関する重要事項、個人情報保護制度の運営に関する重要事項、こういったことにつきまして、区長の諮問に応じて審議し、答申をいただくということになっています。

それから、大きな役割の2つ目としましては、情報公開制度あるいは個人情報保護制度の運営に関する重要事項につきまして、実施機関に建議を行うことができるということでございます。

3点目は、これは定例報告でございますけれども、毎年1回情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況について、ご報告を申し上げるということになります。

恐れ入りますが、2ページ目をご覧いただきたいと思います。



具体的に、最近どういった答申をいただいているかということをもとめたものでございます。この審議会は、ご覧いただいている通り個人情報保護条例に基づいて、個人情報の目的外利用や外部提供を行う際に、審議会の意見をお伺いするために諮問するケースがございます。また、16年度の諮問第2号のように、条例を改正する場合についても、その方向性について審議会の意見を伺っております。

次に、文京区の情報公開制度についてご説明いたします。

「文京区の情報公開制度」という資料をご覧ください。冒頭にもございますけれども、情報公開制度とは、区が保有しています行政情報を請求に基づいて公開する制度であります。公正で民主的な行政の推進のために、区民等の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすための制度でございます。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて、この制度を運用しております。

文京区の制度の特徴といたしましては、下の1番にございますが、どなたでも公開請求ができるということ。

それから、裏面の5番になりますが、原則として即日公開をしますということであります。

それから、裏面の7番でございますが、手数料は無料であるということです。

お手数ですが、また表面に戻っていただきまして、3番のところにあります、受付窓口を行政情報センターに一本化する。こういった点が、区の制度の特徴として挙げられるかと思っております。

なお、原則的に情報は公開していくことが原則でありますけれども、1ページ目の一番下の4番のとおり、公開しないことができる情報ということにつきましては、条例で規定をしております。

それから、恐れ入ります、3ページ目をご覧くださいと思いますが、3ページ目の一番上には、指定管理者に関する特例として、指定管理者制度の導入に伴って指定管理者が保有している情報についての情報公開が後退することのないように、情報公開条例の規定を整備し、以下の3点のとおり指定管理者に関する特例を設けております。

また、その次の情報提供制度というところがございますけれども、こちらにありますとおり、区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況等の、区政に関する重要な事項につきましては、公表することを義務づけております。

恐れ入ります、4ページ目をご覧くださいと思いますが、4ページ目の囲みの1つ目でございますけれども、情報公開及び個人情報保護審査会についてでございます。こちらは条例に

よって設置された機関であります。非公開の決定等に不服がある場合につきましては、この審査会に直接的救済を申し出ることができるという制度を、区では設けてございます。この審査会は、審査の結果、決定内容に疑義があると認める場合については、実施機関に対しまして、決定内容の是正及びその他の措置を講ずるよう、勧告することができるという制度を設けております。

続きまして、文京区の個人情報保護制度についてご説明を申し上げます。文京区の個人情報保護制度と上に書いてございます資料をご覧ください。

区では、区民の生活に密着した仕事をしてございますので、区民の個人情報を数多く取り扱っております。個人情報保護制度は、不適正な取り扱いによって個人の権利や利益が侵害されませんように、個人情報についての安全を確保するための制度で、文京区個人情報の保護に関する条例を定め、取り扱いの原則や区民の権利を定めております。

この制度は、大きな2つの柱から成っております。一つは、区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定めております。もう一つは、区が保有している個人情報について、本人に情報の開示請求や訂正請求など、自己に関する情報の流れをコントロールする権利がある、このように定めております。

この条例で考える個人情報とは、その次にございますけれども、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報をいいます。個人情報のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報といいます。保有個人情報には、文書、図面、写真、フィルム、磁気ディスク、その他これらに類する媒体に記録されたものがあります。その保有個人情報については、本人からの開示請求等の対象となります。

恐れ入ります、2ページ目をご覧ください。2ページ目の1つ目の囲みでございますが、この個人情報保護制度の目的をここにまとめてございます。

区の条例では、先ほど申し上げました自己情報のコントロール権の保障を定めております。自己情報コントロール権とは、一般に自分に関してどのような情報が集積されているかを知る権利、または、どのような目的に利用されているかを知り、それを許可するか否かを自分で決める権利として説明されています。

従来のプライバシー権が、1人にしてもらおう権利と理解されていたのに対しまして、高度情報化社会を背景に、現在では自己情報コントロール権として理解されるようになってきています。区の条例では、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し、本人が自己の情報に關与する権利を請求権として規定しています。

恐れ入ります、3ページ目をご覧ください。区の条例で個人情報の収集、保管、利用の各場面で取り扱いのルールを定める。それをまとめたものが3ページ以下でございます。

まず、収集についてでございますけれども、適法かつ公正な手段によって必要最小限の情報を収集するというようになっております。また、収集禁止事項として、第7条にいわゆるセンシティブ情報と言われるものをここに規定しております。また、収集の際には、目的根拠を明らかにして、本人から直接収集するということを原則としております。

また、区が個人情報を取り扱っている業務についても公開するということになっておりまして、全業務について、その項目を公開する個人情報業務登録簿、それからデータベース化など体系的に構成したものをまとめた個人情報ファイル簿、この2種類で業務を公開しております。

それから、収集した個人情報の管理の原則でありますけれども、3ページの下から書いてございます。4ページ目の頭をご覧くださいたいんですけれども、業務委託に関しましても受託者に対する措置と法令順守を定めております。

それから、次の大きな3番でありますけれども、個人情報の利用の原則を定めております。業務の目的に即して適正かつ合理的に利用しなければならないとし、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織へのセンシティブ情報の記録の禁止、それから外部結合による個人情報の提供の禁止を定めております。

先ほどの、審議会の過去にいただいた答申につきましても、この利用の原則に関するものが圧倒的に多くなっています。

恐れ入ります、次の5ページをご覧ください。ここでは、自己情報コントロール権の保障として、開示等の請求権と救済の申し出制度についてまとめております。

まず初めに開示等の請求権でありますけれども、個人情報の本人は、自己に関する情報の開示・訂正・削除・利用中止を請求できるとしてあります。

それから、この請求に対する決定について、大きな2番にまとめてあります。情報公開のケースと同じように、原則として開示請求に対しては即日決定をするということになっております。

それから、この(2)は、存否応答拒否ということでありまして、実質的に非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しては、情報の存否を含めまして応答拒否できるというようになっています。

それから、次ページをご覧ください。6ページになりますが、6ページの一番最初にございますのは不服申し立ての制度です。先ほど、情報公開の際もご説明をいたしましたけれども、

救済の申し出については、行政不服審査法上の異議申し立て制度とは別に独自の不服申し立て制度を設けておりまして、先ほど申し上げました情報公開及び個人情報保護審査会に対して、救済の申し出ができることとしております。

開示請求等に関して、実施機関の決定に不服のある者は、審査会に対して救済の申し出ができます。

それから、その下の大きな囲み、罰則であります。ここにつきましては、国の行政機関の個人情報保護法との整合性を図りながら、平成17年3月に改正したものです。個人情報の不適切な取り扱いに対する罰則を設けております。

恐れ入ります、次の7ページをご覧ください。その他の制度の4番でありますけれども、こちらについては先ほどの情報公開制度と対応する形で、指定管理者に対する特例を個人情報保護制度の中でも位置づけております。指定管理者に対して、区条例の個人情報の収集・保管・利用に関する規定を準用することとしています。それから、指定管理者の保有する個人情報に対する開示等の手続については、区条例を準用し、実施機関に対して開示等の請求ができることとしています。また、指定管理者の保有する個人情報を保有個人情報とみなす規定を設け、条例の罰則規定を適用することとしています。

続きまして、平成20年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況についてご説明いたします。

A 4表裏の1枚です。実施機関別行政情報の公開請求件数の資料をご覧ください。平成20年度につきましては、情報公開の請求件数は右下合計で219件ございました。うち、全部公開しましたのが98件、一部公開が113件、非公開が8件ございました。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。裏面につきましては、個人情報の保護制度の実施状況であります。右下のところでありますけれども、請求件数が合計で54件、全部開示が24件、一部開示が8件、非開示が22件でありました。

最後になりますが、情報公開制度、個人情報保護制度の請求件数の推移についてまとめております。お手元の資料では、平成15年度から20年度までの分がまとめてありまして、上に表、それをグラフ化したものが下であります。情報公開につきましては、区の課題が多かった平成18年をピークに、このところ減少傾向にあります。

それから、個人情報の開示請求につきましては、こちらも、このところ横ばいということになっております。

雑駁ではございますが、説明は以上であります。

**内山会長** ありがとうございます。制度の概要について、ないし従前の取り扱い件数等についてご説明をいただきました。その上で、これに関係したこと、ないしそれ以外のことで、お答えいただける部分にはお答えいただけると思いますので、この際ご質疑等があればいただきたいと存じます。

**菊池委員** この最後のグラフですけれども、18年に突出しています。これは、何か課題があったということですが、その内容は何かですか。

**青山企画政策部長** 平成18年に文京区の課題が集中したというのがあります。これは、新聞等でもかなり報じられましたが、一つは元町公園をめぐる区の対応と、それを保存しようと、区民の方々あるいは反対の方々との一種のせめぎ合い、そういう状況が起きたということが一つございます。

それから、もう一つ、学校統合をめぐる大きな動きが文京区でございました。教育委員会がかなり大がかりな学校統合の案を出しまして、それに対して区内ほぼ全域でいろいろな区民の運動が起きたということが2つ目でございます。

3つ目が、これにかかわるのですが、新大塚公園という公園を中学校の統合で一定の対応・整備をしようという動きを区が行ったことに対する、区民側のリアクションがございました。

この3つが非常に大きな動きとして集中的に17年から18年にかけて起こりました。これにまつわって区的意思決定過程、意思形成過程についての情報公開請求が出されたというようなことがございました。

これらの非常に大きな区政の課題を抱えた時期だったということでございます。

**内山会長** ありがとうございます。

ほかにご質問等はございますでしょうか。

文京区の個人情報保護制度という冊子とありますが、4枚程度の資料ですけれども、そのうち2ページ目になりますけれども、個人情報保護制度の目的で、自己情報コントロール権の定義をされていますけれども、この中では知る権利が強調されていますが、その後で5ページになりますけれども、文京区における自己情報コントロール権の内容の中では、知る権利のみならず、訂正請求権等を具体的に文京区では規定されているということでございますね。

自己情報コントロール権というのは、訂正請求権までは入らないというのが、文京区のお考えということになるのか、一般にそう言われているからそう書いたというだけのことなのか。

**内野広報課長** 本日お配りした、先ほどご説明した資料については、今会長からご指摘ありました2ページのほうは一般的な説明として書かせていただいております。

**内山会長** 普通にはこう言われているけれども、文京区はさらに進んで自己情報の訂正請求権まで認めていると、そういうご趣旨ですね。

それからもう一点、この審議会の委員に守秘義務があるというご説明をいただきまして、条例にそのとおり書いてあるということも伺っております。それは私も承知しているんですけども、守秘義務がある。当然、守秘義務は各委員お守りいただくということになるんだと思いますけれども、その上でさらに伺って確認をこの際させていただきたいことは、その守秘義務に反した場合の刑事罰等について規定があるかどうかの確認だけはしておきたいです。

区の職員の守秘義務等については刑事罰まで用意されているんですね。それはそうなんですけれども、この審議会の委員については、そんな方がおられないということもあるかどうかは別として、刑事罰までは用意されていないということでもよろしいでしょうか。

だから不適切な対応をしていいということではありませんけれども、規則の確認だけはしておこうかなと思っています。

**中山委員** 守秘義務として、当然その委員として知ったことは守らなければいかんと思うのですが、一方で、本会議の会議録はインターネット上で公開されていたり、もしくは今日も傍聴の方が来ていらっしゃるわけですが、通常あまねく知り得るような内容に関しては秘密でないと、こういう理解でいいんですよね。

つまり、何が秘密に当たる、どういう場合が秘密に当たるんだろうということをちょっと思っただけなんです。

**内野広報課長** よろしいですか。今、中山委員からご指摘いただいております、実は最後に私ども事務局からも確認をさせていただきたいというふうにご考えてございますけれども、この審議会の会議の公開については、従来から傍聴も認めておりますし、会議録につきましても整理をした上でホームページに公開しています。したがってその部分については当然公開されるというので、守秘義務に当たらない。しかし逆に言うと本来公開し得ないような情報というのも審議の中で出てくるかと思えます。そのあたりについては、守秘義務という形で取扱いもまた変わってくるのかなと考えています。

**中山委員** そうすると、配付資料として配られたものとか、そういうものだと思えばよろしいんですか。

**内野広報課長** その場合もケースによると思いますけど。

**中山委員** わかりました。

**内山会長** 条例上は、職務上知り得た秘密ということですから、この中でご説明いただい

た情報はすべて職務上知り得た秘密ということにはならないと思います。一般に開示されるのが当然のような情報については、当然守秘義務の対象にはならないということだと思いますけれども、個々別々ですと、今いただいた資料の中では守秘義務に該当するような資料は恐らくなさそうだということですね。

**前田副会長** 1ページの大枠、審議会の運営についてというところがありますね。この審議会を非公開にするという場合はあるんですか。

つまり、審議の内容によっては、書面で出てきたものでも言葉として発せられることがあるし、議事録に載ることがあるわけですよ。それが、本当に個人情報にかかわる微細な問題だったときに、ここの場自体を非公開にすることができるのかどうか。その場合の決定はどういうふうにするのかという規則はあるんですか。今までそういうようなことがあったのかということも含めてですね。

**内野広報課長** 今までのケースとしては無いということです。その審議する内容について、前田委員がおっしゃるように、ケースによっては非常に難しい問題が出てくる可能性があるかと思うんです。その際については、この合議体、会の中でその旨を決定していただく形になるかと思います。なお、そのようなことを規定している規則や要綱等は、ございません。

**前田副会長** そうですか。

**内山会長** 文京区には、この審議会のほかに審査会というのがあって、その部分では恐らく個人情報がレアに生のまま出てきますので、それは非公開ということになるのだと思いますけれども、この審議会のほうは、要するに区政運営の中でどのように情報を処理しましょうかということですので、基本的には個人の情報がそのまま我々の手元に開示されるということは無かろうかなというふうに思っていますし、少なくとも去年はそういうような機会は無かったですよね。

それでは、ご説明をいただき、必要なお質疑をいただいたことにさせていただきます。なおご不明な点、お知りになりたいこと、照会されたいこと等があれば事務局にまた個別にご連絡をいただければ、それなりの対応をしていただければと思いますので、説明についてはこの程度で承ったということにさせていただきますと存じます。

## 8 その他

**内山会長** 次第の8番、その他ということですが、何かあるのでしょうか。

**内野広報課長** まさに今ご質疑いただいた中でお話が出てきたところでございますけれども、当審議会の会議の公開等についての確認をさせていただきたいと存じます。

従来から公開されていまして、先ほど申し上げましたが、傍聴も認めておりますけれども、今後もこのような取り扱いを継続するという形でよろしいでしょうか。

**内山会長** よろしいでしょうか。会で決めるということでしょうかから、皆様のご意見を伺った上で、特に必要がない限りは、そのことについて秘密にするということがある場合には、改めてお諮りして公開をしないということにしますが、原則として公開にするという運営で進めると、そういうようにこの場で確認をさせていただきたいと思います。

**内野広報課長** それから、会議録でございますけれども、会議録につきましても発言内容をほぼそのままの形でホームページ上に現在公開しておりますが、実はこれにつきましては、これまで委員の皆様のご確認をいただいております。

今後も、この会議録の取り扱いについて、事務局として会議録の素案を整理した後に、委員の皆様方にお示しをさせていただいて、ご確認をいただきました後に公開をさせていただきたいというふうに考えておりますが、この件についてもお諮りさせていただきたいと思います。

**内山会長** はい、わかりました。審議会の委員自体が、皆様方が、すべて特別職の公務員ということですね。この場で発言されたこと自体は個人の情報ということではなくて、公務員の職務上の発言ということになりますので、開示がなされるだろうということが原則ということになります。

ただ、不正確なものであってはならんということで、それぞれの委員の皆様方にあらかじめご送付いただき、確認をされた上で開示をするというふうなことになるかと思えます。

開示は、ホームページで開示をするということでしょうか。

**内野広報課長** はい。

**内山会長** はい、わかりました。

**中山委員** 質問なんですけど、最近行政がいろいろと意思決定するときに、パブリックコメントとかをしていくこととかがよくあったりするんですけども、それは多分ご担当としては広報課だと思んですが、例えばこういうふうな施策とかについては、広く意見を求めたほうがいいんじゃないのとか、そうふうなこととかは、これは情報公開制度ではなくて、別の制度ということになるのですか。

**内山会長** 行政手続条例の中に、パブリックコメントについては書かれていません。法律には書かれているんですけども、それにかかわらず、必要なものについてはパブリックコメ



ントがされています。ただ、それは恐らくこの審議会の守備範囲ではない。行政をいかに運営するかという部分になるかと思います。

**中山委員** 今のは確認だけだったんですが、個人情報を守られなければいけないと思っ  
ていまして、それは当然のことだと思っています。

一方で、区民と区とがより円滑に行くためには、区の情報も、円滑に提供されていかなきゃ  
いけないし、公表されていかなきゃいけないという話があります。さらに踏み込んで、区民側  
から上手に意見を吸い上げられなければいけないと思いますので、これはここの守備範囲外か  
もしれないと思いましたが、情報公開とは反対方向のターゲットの一つとして、区民と区とが  
円滑に行くような方向で広報課の方々に運営していただきたいと思います。

**内野広報課長** パブリックコメントについては、制度を定めて、運用方針を決めてやって  
おります。

**内山会長** その他は何かありますか。

**内野広報課長** 本日、事務局からご用意している案件は以上でございます。今後の予定等  
でございますが、現在のところ諮問を予定している案件はございません。

**内山会長** それでは、別途また、この審議会を開催する必要がある場合には、改めて皆様  
方のご予定等も調整をさせていただきながら開くということになるかと存じます。

## 9 閉会

**内山会長** それでは、予定の議案等についてはすべて審議が終了したということにさせて  
いただきまして、本日はこれをもって閉会をさせていただきます。

お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございました。